

別紙 5

(事後公表)

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を締結したので、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 16 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 6 月 7 日

1 契約の名称、数量及び契約金額

- (1) 名称 史跡桜井茶臼山古墳の維持管理（史跡地の除草及び清掃）
- (2) 契約金額 999,200 円

2 契約の相手方の名称及び所在地

- (1) 名称 公益社団法人桜井市シルバー人材センター
- (2) 住所 桜井市大字豊田 311 番地の 2

3 契約年月日

令和 3 年 4 月 26 日

4 契約の相手方を選定した理由

令和 3 年 4 月 8 日付けで事前公表した決定方法で該当した者

5 契約事務を担当する所属

奈良県文化・教育・くらし創造部文化財保存課

住所：奈良市登大路町 30 番地

電話：0742－27－9866（ダイヤルイン）

FAX：0742－27－5386